に当たっても自治基本条例の趣

# 二鷹市自治基本条例検討試案の概要

## います。 条例試案は、7章・全窓条の構成になって 本号では条例試案のうち、主な規定に 解説。市民が信託を行った自治

ついて、一部解説もふまえて紹介します。

### (前文 検討試案の主な内容 三鷹市自治基本条例 私たち市民は、世界平和への寄

確かなものとし、誇りに思える地 掲げる地方自治の本旨をこの三鷹 第1章総則 例を制定する。 の最高規範として、 ここにこの条 において実現するために、三鷹市 域社会を築き上げ、日本国憲法に ミュニティに根ざした市民自治を 与 基本的人権の尊重、協働とコ

(目的) この条例は、三鷹市の自 的に行うことができる。現するために、まちづくりを主体 问けて自ら行動し、 市民自治を実

ー条例の理念や、「みたか市民プ する権利、市民間のルール等に 活動の権利、まちづくりを推進 等を踏まえ ラン21会議」の「基本ルール」 ついて定めています。 市民の自由な自治

等)市民は、市政の主権者であり、 る個人情報の開示及び適正な措置 権利を有するとともに、 自己に係 巾政に参加する権利を有する。 市民は、市政情報に関し、知る

は、市政運営における最高規範で 会及び市長等の役割と責任を明ら を定め、市民の信託に基づく市議 (条例の最高規範性等) この条例 る協働のまちづくりを推進するこ とを目的とする。 かにするとともに、市民自治によ 機構と自治運営の基本的な仕組み 治の基本理念と基本原則及び自治

の整合性を図らなければならな 制定並びに法令条例、規則等の 条例の趣旨を尊重し、この条例と 解釈及び運用に当たっては、この あり、市は、他の条例、規則等の

市民及び市は、地方自治の推進

のとする。 个断の見直しと検証を行い、 にわたりこの条例を発展させるも に向けた取組を通してこの条例の 国が定める法令の解釈及び運用 た「自治解釈権」の視点から、 みならず、分権改革で拡充され 市が定める条例・規則の

> 【第2章 市民と市民自治】 行われ、育てられる条例である 市民等によって検証・見直しが また自治基本条例は、 旨を尊重することとしています ことを明らかにしています。

> > 事業者等の権利、 責務等) 事業

されず、自由に自立した活動を営 むことができる。 動等を推進するために主体的に組 (地域における市民の権利、責務 織等を作り、他の何人からも干渉 等)市民は、地域における自治活 市民は、地域の諸課題の解決に

重しなければならなり。 任に基づき互いの意見と行動を尊 つとともに、市民相互の連帯と青 市民は、これらの活動を行うと 自らの発言と行動に責任を持

である、コミュニティ・センタ 三鷹市の市民自治の実績

、市政における市民の権利、 責務

ともに、適正な行政サービスを受 ところにより納税の義務を負うと を請求する権利を有する。 市民は、法令又は条例の定める 役の呼称を副市長とすることがで あることを明確にするために、助

□企画経営室行政評価担当☎内線2150 原点・原則」について定めてい の提供を受けるという「自治の 分として、適正な行政サービス 体に対して税を納め、 税の再配

【第3章 市議会】 するよう努めなければならない。 **煮等は、協働の担い手としてまち** 安全でうるおいのある快適な環境 の実現とまちづくりの推進に寄与 ともに、地域社会との調和を図り づくりに参加する権利を有すると

応えるため、事案の決定、市政の (市議会の役割、責務等) 市議会 思決定機関であり、市民の信託に 受けた議員によって構成される意 監視及び牽制を行う。 市民の直接選挙により信託を

市議会は、議会の活性化に努める 調査活動等を積極的に行うものと (市議会の立法活動、調査活動等) 立案の強化を図るため、立法活動 とともに、独自の政策提言と政策

【第4章 執行機関】

(市長の黄務) 市長は、その地位 念を実現するため、公正かつ誠実 とを認識し、市政の代表者として 市民の信託に応え、 に市政の運営に当たらなければな が市民の信託によるものである! 市民自治の理

(補佐職の設置等) 市長は、助役 らない や市民のニーズに的確に対応する るとともに、社会経済情勢の変化 市の組織は、市民に分かりやす

効率的かつ機能的なものであ

職が市長を補佐し、代理する職で の業務を補佐し、専門的な助言を 等の常勤の特別職に加えて、市長 づき設置する助役について、その 行うために、補佐職等を設置し、 任用することができる。 市長は、地方自治法の規定に基

国が批准した国際規約等で確認さ (市の率先行動の基本原則)市は めに、市の役割と責任を明確にし、 及び持続可能な発展を実現するた

づき、率先して取組を行うこと 取り組みについて、市は、世界 を定めています。 等の権利拡充や環境問題等への 人権宣言などの国際規約等に基

画を策定する。 位計画として市議会の議決を経て 行政運営を行うために、市の最上 構想の実現を図るために、<br />
基本計 基本構想を定めるとともに、 基本 等) 市長等は、総合的、計画的な

え方を公表しなければならない。 めに事前に案を公表し、 見を聴取するとともに、提出され 重要な条例及び計画の策定等に当 (パブリックコメント)市長等は たり、市民の意見を反映させるた た市民の意見に対する市長等の考 市民の意

事配置、効果的な人材育成及び適 を求め、公正で有能な職員の任用 切な人事評価と処遇を行うことに に発揮されるよう努めなければな より、職員と組織の能力が最大限 に努めるとともに、適材適所の できる。

助言等を述べることができる。 場合、当該団体等に対して意見 場合は、当該団体等の協力を得て 市長等は、補助金の交付を行っ

報公開や個人情報保護の要請等 に対して、 市に準じた適切な情 説 市はこれまでも外郭団体

運営に携わる者は、市政に違法又 (適法・公正な市政運営) 市政の よう編成されなければならなり。

れを放置し、又は隠してはならず は不当な事実があった場合は、こ れている人間の尊厳、自由、平等

女性、子ども、 障がい者

(基本構想、基本計画の位置付け

(職員及び組織) 市は、広く人材

的かつ効率的に達成できるよう 貸団体に対して、 適切な情報公開 必要な支援及び要請を行うことが ともに、市の出資した目的が効果 **及び個人情報の保護が行われると** 出資団体等) 市長等は、市の出 を推進することを示しています。 を置いた、事業評価手法の監督 かという観点に加え、事業の有 旨に沿って適正に行われている 査を行うに当たり、法令等の趣 効性、効率性及び経済性に重占

た団体等による公共的なサービス その苦情の内容を調査し、必要な の提供に係る市民の苦情を受けた

【第5章 市政運営】

率先して行動しなければならな

性及び有効性の評価等を踏まえた 及び妥当性のほか、経済性、効率 (監査) 監案長委員は、市の監案具を いを行う 行うに当たり、 事務事業の適法性

**歴説** 監案委員が市の事務の監

整備を行うとともに、 必要な支援

効率的で、質の高いサービスの提供に当たっては、公平かつ 供に努めなければならない。 市長等は、 提供する行政サービス (行政サービス提供の基本原則) に公表するとともに、行政サービ **に関する情報を分かりやすく市民** 

進しなければならなり。 実施に当たり、最少の経費で最大 の観点を踏まえた自治体経営を推 の効果を上げるよう努めるととも 1、市民満足度の向上と成果重視

ればならなり。

なる協働のまちづくりを推進する 市、市民、事業者等の多様な主体 (協働のまちづくり) 市長等は、 ために、市民協働センターの環境 りや公共サービス提供の担い手と が相互に連携・協力し、 まちづく

(自治体経営) 市長等は、事業の

ものを除き、原則的に公開しなけ 法令
条例等に特別の定めがある 市長等は、市民会議等の会議を

まちづ \ 置している 「 官公庁連絡 現在市、JR、郵便局 は、この「協議会」のひ

性を高め、市政を常に適法かつ公 止なものにしなければならなり 組織の自浄作用により市政の透明

報を取りまとめた資料集等の作成

た実績がありますが、今後、1トナーシップ協定」を締結し 様々なまちづくりの分野におい

とともに、市民の検討に必要な情

は、市民の多様な参加を保障する

協定を締結することができる。

ナーシップの推進に関する 々の役割、責務等を定めた

に、「 21会議」と市で「パ基本構想・基本計画の策

「基礎用語事典」などが含まれま まで市が基本計画の策定時に作 成してきた「論点データ集」 や **歴説 「資料集等」には、これ** 

(市民会議等の設置及び運営)市 数の市民会議等の委員に就任する 意し、 同一の委員が著しく長期に 著しく不均衡にならないように留 の比率、年齢構成及び選出区分が 長等は、市民会議等を設置すると ことのないように努めなければな わたって就任し、又は同時期に多 公募を行うとともに、委員の男女 きは、設置目的等に応じて委員の

> ある学 の力をは

校づくりを行うとともに、

済かした、 創意工夫と特色

市長と連携し、学校を核としたコ ナィづくりを進める。 体及び他の官公庁との連

くりの推進を図るととも 官公庁と連携し、総合的な 市長等は、市の出資団体及 を締結することができる。 まちづくりの推進に関する 罢に応じて、 協議会等を設

ನ್ನ

自治基本条例の施行に当

て6月を経過した日から施行す この条例は、公布の日から起算し

の市民への周知を図るため、施の整備が必要であり、また条例 メントや住民投票に関する規程 たっては、新たにパブリックコ 行を公布の日から起算して6月

# 条例試案は、市のホームページに全文を掲載し、また市政資料室や各市政窓口でも配布しています。図書館、各コミュニティセンターでも閲覧できます。さらに、まちづくり研究所第2分科会の報告書や「みたかの自治基本条例を考えるフォーラム」の講演録、条例要綱案も、各窓口で同様の取り扱いをしています。 ぜひ、条例試案に対するご意見、ご感想を、ファクス・メール等でお寄せください。

あなたのご意見をお聞かせください

4月14日(木)午後7時から 三鷹産業プラザ 7階701会議室で。 (会場な40-9669)

鷹市自治基本条例検討試案について

条例試案の説明を行い、ご意見・ご質問をお受 けします。

▶ 当日、直接会場へ

### 「出前説明会」を実施しています~

5人以上の市民グループなどのご要望があれば、担当職員を派遣して、条例試案の「出前説 明会」を行います。ご希望の日時などについて、 ご相談ください。 なお、「出前説明会」の実施および条例試案へ

⇨企画経営室行政評価担当 〒181 - 8555三鷹市役所企画経営室 ☎内線2150・2151ໝ48 - 1419 ⊠kikaku@city.mitaka.tokyo.jp

の意見提出の期限は5月6日金です。

事業者等及び市長等は

どは、「まちづくりの推進に関す

る協定」に該当します。

等との関係における市の基本的 を行ってきましたが、出資団体

な姿勢・方針等を定めています。

長に対して住民投票の実施を請求 分の1以上の者の連署をもって、 することができる。 条例案を添え、<br />
その代表者から市 重要事項について、その総数の50 年齢満18歳以上の者で別に定める (住民投票) 市内に住所を有する 市の権限に属する市政の

(計画の策定過程等) 市長等は、 【第6章参加及び協働】

> て、市民参加の実効性を確保し、 計画の策定及び実施の過程におい

まちづくりを推進するため

**事要な個別計画の策定に当たって** 

**奉本構想、基本計画及びその他の** 

求資格、必要連署数等を定め、 の条例で定めることとしていま 投票事項、投票資格等は請求時

本条では、住民投票の請

このような協定を締結し、

進を図ることを目指して ナーシップ型のまちづく

# (国、東京都等との政【第7章 政府間関係】

民等と連携協力し、自治基盤の強 られるよう、国等に対して、制度 的に行うとともに、 政策等の改善に向けた取組を積極 化に努めなければならない。 との適切な政府間関係の確立が図 先の原則に基づき、国 東京都等との政府間関係 基礎自治体である市町村優 関係団体、市 東京都等

地域と連携協力し、 保護者

|地域との連携| 教育委員

民等の学校運営への参加を

に進めることにより、地域